

横浜市立子安小学校プール市民利用にかかる飲料自動販売機設置事業者募集要項

1 目的

この要項は、横浜市立子安小学校プールにおいて、利用者の利便性向上等のため、飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置するための事業者を公募するために定める。

2 公募参加事業者

公募に参加できる事業者は、横浜市内に事務所を置く飲料及び自動販売機取扱事業者とする。

3 設置条件

(1) 設置場所及び台数

神奈川県新子安一丁目 36 番地 1 子安小学校
屋内運動場棟 1 階玄関内（別添「平面図」参照）
飲料用自販機 1 台

(2) 設置期間（稼働期間）

令和 5 年 6 月 17 日（土）から令和 5 年 9 月 10 日（日）まで

※期間中、市民利用は、土日祝日及び学校夏季休業日等の 46 日を予定。

なお、設置に係る目的外使用許可期間は、令和 5 年 6 月 13 日（火）から令和 5 年 9 月 12 日（火）までとする。

(3) 選定方法

企画提案を公募し、選考を経て設置者（1 社）を決定する。

(4) 設置者費用負担

ア 行政財産目的外使用料

1 台あたり月額 3,100 円（屋内）

※1 月未満の端数については、使用料は日割りをもって計算する。

イ 電気料

自動販売機の設置に伴う電気料金の負担については、設置者の実費負担とする。ただし、個別メーター等を設置できないなど、その使用数量が把握できない場合は、別に定める。

ウ 売上手数料

設置者からの提案による。

エ 設置費

自販機の設置に関するすべての費用（第一次電源工事費用含む）

4 提案内容

(1) 必須条件（すべての項目に対応できること）

ア フルメンテナンス方式の対応について

イ 自販機の設置にあたっての耐震対策等について

※校舎の躯体に負担のかからない方法とし、壁面へのアンカー止めは禁止する。床面についても、できる限りアンカー止めを行わない方法とすること。

ウ ペットボトル等蓋付き飲料の収容について

エ 空容器等回収箱の設置及び回収頻度について

※回収箱は利用者等の通行の支障にならない程度の大きさとし、素材は不燃性で外側から容易に内容物を視認できる形状のものとする。

オ 空容器のリサイクル方法について

カ 災害対応自販機の設置について

※災害時に自販機内飲料を無料で提供することとし、その際通電の必要があるかを記載すること。

(2) 加点条件

ア ヒートポンプ式又は省エネタイプ（同等可）、ノンフロン対応機の設置について

イ ユニバーサルデザイン対応機の設置について

ウ 自販機のデザインについて（本体の色、デザイン変更等）

エ エコキャップへの協力体制（エコキャップ用ごみ箱の設置と回収）について

オ 売上手数料について

カ 売上管理の方法について（電子処理等）

キ 販売商品のセールスポイントについて（商品構成、販売価格等）

ク その他設置者独自のセールスポイントについて

5 参考

(1) 設備

電源コンセント

100V15A 用コンセントを自動販売機 1 台につき 1 か所用意

(2) 子安小学校プール市民利用の実績（令和 4 年度）

ア 市民利用日

・開場日数 47 日（6 月 18 日から 9 月 11 日までの間の土日祝日及び学校夏季休業日等。うち、天候不良による閉場が 2 日あり。）

・開場時間 午前 9 時から午後 6 時まで（ただし、9 月中は午後 5 時まで）

イ 利用者延数

4,343 人（子供 2,628 人、大人 1,715 人）

(3) 入場制限措置について

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、入場制限を行う場合がある。

（令和 4 年度の例では、1 コマあたりの利用人数を最大 50 人とする制限を実施。1 日当たりのコマ数は 6～8 月は 6 コマ、9 月は 5 コマ。）

6 質問書の提出について

(1) 提出方法

本募集要項の内容等に質問があり、回答を求める場合には、別紙「質問書」様式を学校支援・地域連携課へ電子メールにより提出すること。

(2) 提出期限

令和 5 年 4 月 7 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出先

電子メールアドレス：ky-gakkoushien@city.yokohama.jp

(4) 質問書に対する回答

令和5年4月14日（金）までに横浜市ホームページ上に掲載する。

7 企画提案書について

(1) 提出方法

企画提案書の件名は「横浜市立子安小学校プール市民利用にかかる飲料自動販売機設置」とし、学校支援・地域連携課へ直接持参すること。（提出様式は自由。）

(2) 提出期限

令和5年4月20日（木）午後5時まで

（受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 提出（問合せ）先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 新市庁舎14階

横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課地域連携係 担当：齋藤・宇野

電話：045-671-3278

8 その他

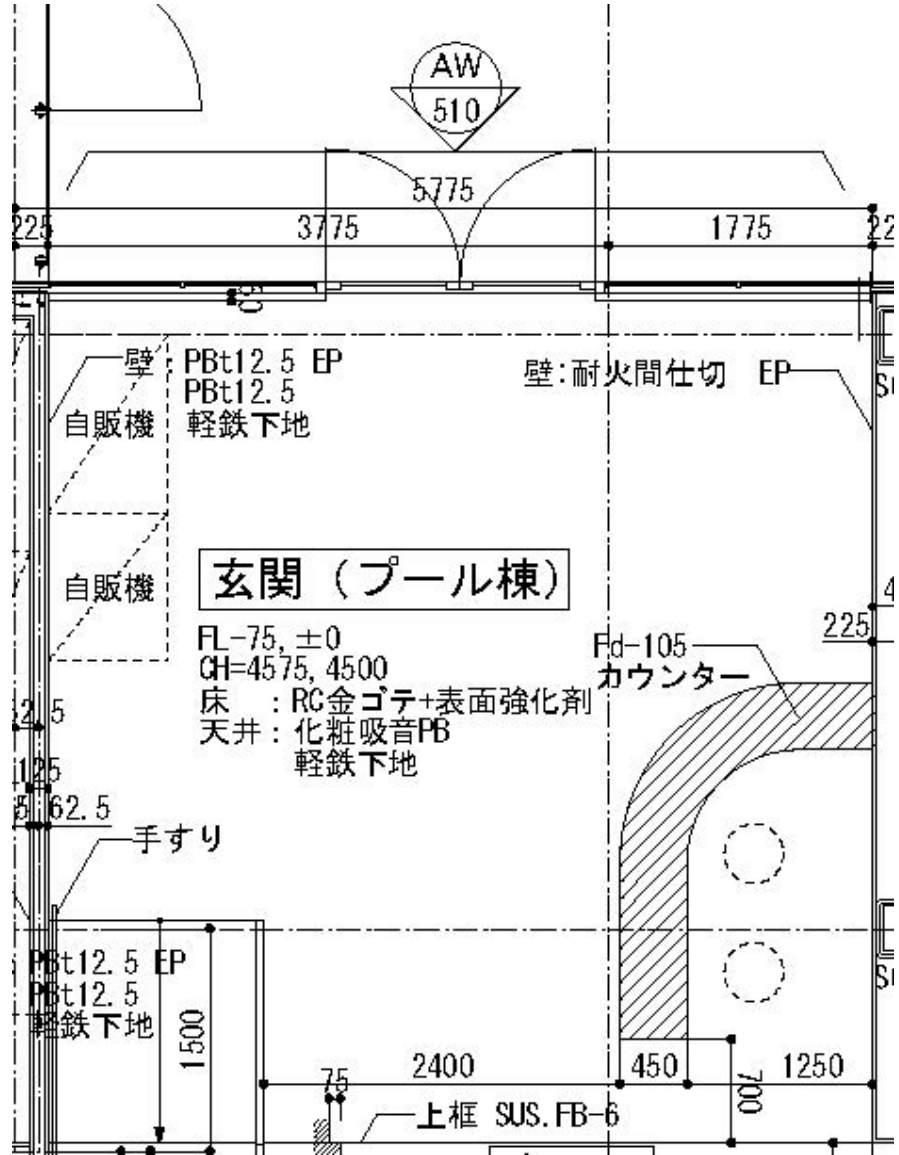
(1) 提案された事業者に対して、別途ヒアリングを行う場合がある。

(2) 結果については、別途連絡する。

9 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 公募要項掲載開始 | 令和5年3月27日（月） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和5年4月7日（金）午後5時 |
| (3) 質問書回答期限 | 令和5年4月14日（金） |
| (4) 応募締め切り | 令和5年4月20日（木）午後5時 |
| (5) 事業者の選考 | 令和5年4月27日（木） |
| (6) 応募者への結果通知発送 | 令和5年5月11日（木） |

屋内運動場棟 1階 受付付近 平面図



※実際の仕様は異なる場合があります。

※自販機は2台設置できるスペースがありますが、飲料用自販機1台を設置します。

(別紙)

令和 年 月 日

質 問 書

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
電話番号

件 名 「横浜市立子安小学校プール市民利用にかかる飲料自動販売機設置」

項目 (ページ数等)	質 問 内 容

(注意) 募集要項の内容等について質問がある場合は、同要項に記載された質問締切日までにこの用紙に質問内容を記載し、提出先へ電子メールで送信すること。また、送信する際は電子メールの件名を「【自販機質問書】御社名」とすること。

なお、送信した場合は、送信した旨を提出先へ必ず電話で連絡すること。